

一般競争入札公告

沖縄県那覇県税事務所が発注する分析機器の賃貸借に関する契約について、一般競争入札に付するので、次のとおり公告する。

平成 29 年 8 月 10 日

沖縄県那覇県税事務所長 平 良 昌 功

1 一般競争入札に付する事項

- (1) 件 名 ガスクロマトグラフシステム賃貸借契約
- (2) 契約内容 分析機器の賃貸借
- (3) 設置場所 沖縄県那覇県税事務所 沖縄県那覇市旭町 116-37 南部合同庁舎
- (4) 契約期間 平成 29 年 11 月 1 日から平成 34 年 10 月 31 日まで

2 一般競争入札参加資格要件

本件に係る入札に参加できる者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

- (1) 沖縄県内において、国（独立行政法人、公社及び公団を含む。）又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約実績（契約履行中を含む。）を有すること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しない者及び同条第 2 項各号のいずれかに該当すると認められる者で、その事実があった後 2 年間の範囲内で知事が定める入札参加停止期間を経過した者であること。
- (3) 一般競争入札参加資格確認申請書の提出期限日から入札日までの間において、県の指名停止又は指名除外の措置を受けていない者であること。
- (4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき更生手続開始又は民事再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (5) 次に掲げる者に該当する者でないこと。
 - ア 暴力団、暴力団員、暴力団体関係企業・団体又はその関係者、その他反社会勢力（以下「暴力団体等反社会勢力」という。）
 - イ 暴力団又は暴力団員が事業活動を支配する法人その他団体
 - ウ 法人で役員のうち暴力団等反社会勢力に属する者がいる者
- (6) 県税（事業税及び県民税）に関し滞納がない者であること。

3 入札参加資格の申請方法等

本件に係る入札に参加を希望する者は、次に掲げる書類を持参又は郵送により提出し、競争入札参加資格の有無について確認を受けなければならない。提出された書類に不備等がある場合は受付期限内にのみ補正することを認める。提出された書類は返却しない。

- (1) 提出書類
 - ア 申請書等提出確認票
 - イ 一般競争入札参加資格確認申請書（第 1 号様式）
 - ウ 法人にあっては、登記事項証明書（履歴事項全部証明書）

- エ 一般競争入札参加資格の履行実績（第2号様式）及び実績を証する契約書の写し
- オ 財務諸表（直近の決算報告書：貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書を含むこと。）
- カ 県税（事業税及び県民税）に関し滞納がないことを証する書類（納税証明書）
- キ 賃貸借予定機器の概要がわかる書類

(2) 提出先

沖縄県那覇県税事務所 軽油引取税調査班
〒900-0029 沖縄県那覇市旭町 116-37 南部合同庁舎 3階
電話番号 098-867-1756

(3) 提出期限

この公告の日から平成29年8月21日（月）まで（土曜日、日曜日、祝日を除く。）とし、それぞれの日の午前9時から午後5時までとする。

なお、郵送の場合は、書留若しくは特定記録を利用すること。

(4) 入札説明書、仕様書等の交付期間、交付方法

- ア 交付期間 この公告の日から入札日まで
- イ 交付方法 沖縄県の公式ホームページに掲載する。<http://www.pref.okinawa.jp/index.html>
- ウ 問合せ先 上記(2)のとおり

4 資格審査結果の通知

入札参加資格審査結果は、平成29年8月29日（火）までに通知する。

5 入札参加資格の有効期間

この公告に基づき資格を取得した日から契約締結日までとする。

6 入札参加資格申請事項の変更

入札参加者の資格を有する者は、当該資格の有効期間内に次に掲げる事項に変更があったときは、遅滞なく資格申請事項変更届を提出しなければならない。

- (1) 商号又は名称
- (2) 住所又は所在地
- (3) 氏名（法人にあっては、代表者の氏名）
- (4) 使用印鑑
- (5) 法人にあっては、資本金
- (6) 電話番号

7 入札及び開札の日時等

- (1) 日時 平成 29 年 8 月 30 日 (水) 午後 3 時
- (2) 場所 沖縄県那覇県税事務所 沖縄県那覇市旭町 116-37 南部合同庁舎 3 階第 5 会議室

8 入札保証金

入札に参加しようとする者は、沖縄県財務規則（昭和 47 年沖縄県規則第 12 号）第 100 条の規定により、見積る契約金額を契約期間の月数で除して得た額に 12 を乗じて得た額の 100 分の 5 以上の入札保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その全部又は一部の納付を免除することができる。

- (1) 保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、その証書を提出した場合
- (2) 過去 2 箇年の間に国（独立行政法人、公社及び公団を含む。）又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を 2 回以上締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証明する書面を提出する場合

9 契約保証金

落札者は、沖縄県財務規則第 101 条の規定により、契約金額を契約期間の月数で除して得た額に 12 を乗じて得た額の 100 分の 10 以上に相当する金額の契約保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その全部又は一部の納付を免除することができる。

- (1) 保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、その証書を提出する場合
- (2) 過去 2 箇年の間に国（独立行政法人、公社及び公団を含む。）又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を 2 回以上締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証明する書面を提出する場合
- (3) 不動産の買入れ又は不動産若しくは物品の借入若しくは交換に係る契約を締結する場合において、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないとき。

10 入札書に記載する金額

入札金額については、本業務に要する一切の費用を含めた金額とする。落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 8 に相当する金額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 108 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

11 入札に関する注意事項

- (1) 入札者は、自己の印鑑を必ず持参すること。
- (2) 代理人が行う場合で委任状の提出がない場合は、入札に参加することができない。なお、委任状は、代理人の印では訂正できない。
- (3) 入札を希望しない場合には参加しないことができるので、入札辞退届を郵送又は持参により提出すること。

12 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。なお、無効入札をした者は、再度の入札に加わることはできない。

- (1) 入札参加資格のない者のした入札
- (2) 同一人が同一事項についてした2通以上の入札
- (3) 2人以上の者から委任を受けた者が行った入札
- (4) 入札書の表記金額を訂正した入札
- (5) 入札書の表記金額、氏名、印影又は重要な文字が誤脱し、又は不明な入札
- (6) 入札条件に違反した入札
- (7) 連合又はその他不正な行為があった入札
- (8) 入札保証金が所定の金額に達しない者の行った入札
- (9) 委任状を持参しない代理人が行った入札

13 落札者の決定の方法

- (1) 有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。
- (3) 落札者がいない場合は、直ちに再入札を行う。なお、再度の入札は3回（1回目の入札を含む。）までとする。
- (4) 再度の入札に付しても落札者がいない場合は、地方自治法施行令第167条の2第1項第8号の規定に基づき、随意契約ができるものとする。

14 契約締結時期

落札者の決定後、7日以内に契約を締結しなければならない。ただし、契約担当者が特に指示したときは、この限りでない。

15 その他

- (1) 本件に係る契約は、「沖縄県長期継続契約を締結することができる契約を定める条例」に基づく契約であり、当該契約に係る歳入歳出予算の減額又は削除があった場合は、県は、当該契約を解除する。
- (2) 申請関係書類、入札及び契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び本国通貨とする。
- (3) 入札に代理人が出席する場合は、委任状を当日提出するものとする。
- (4) 入札参加資格の適用範囲は、当該入札に限り適用するものとする。

- (5) 入札参加資格を認められた後であっても、当該公告「2 一般競争入札参加資格要件」に該当しない事実があった場合は、当該入札参加資格を取り消すものとする。
- (6) 当該公告等に定めのない事項については、地方自治法（昭和23年法律第67号）、地方自治法施行令及び沖縄県財務規則に定めるところによる。
- (7) 公告期間中、一般競争入札参加資格確認申請書を提出した者で、既存機器設置状況の確認を希望する者は、平成29年8月28日（月）までの間（土・日、祝日を除く午前9時から午後5時まで）、担当者に連絡し、確認する日時について調整すること。

16 本案件に関する質問・回答

質疑は質問票により行うこと（質疑事項がなければ提出は不要である。）。なお、簡易な質疑は電話でも受け付けるが、業務時間内に限る。

- (1) 提出期間 平成29年8月10日（木）から同年8月15日（火）まで（土曜日、日曜及び祝日を除く。）とし、それぞれの日の午前9時から午後5時までとする。
- (2) 提出場所 沖縄県那覇県税事務所 軽油引取税調査班
〒900-0029 沖縄県那覇市旭町116-37 南部合同庁舎3階
電話番号 098-867-1756
FAX番号 098-867-1146
メール gimamasa@pref.okinawa.lg.jp
- (3) 回答方法 平成29年8月18日（金）までに通知する。